

令和7年度下半期福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託契約書

委託者「福島県」を甲とし、受託者「〇〇」を乙として次の条項に定めるところにより、令和7年度下半期福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託（以下「掘削業務」という。）に係る契約を締結するものとする。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書及び別添「令和7年度下半期福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託仕様書」に基づき、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 現場責任者等の予定数量は、事業計画の変更に伴い、増減があるものとする。
- 3 乙は、掘削業務を行い、甲は、その委託料を支払うものとする。
- 4 乙（代理人、使用人等を含む。）は、この契約書記載の業務に関して知り得た秘密その他この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の契約期間終了後及びこの契約の解除後も同様とする。
- 5 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 乙が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

（業務概要）

- 第2条 乙は、甲の指示に従い、周知の埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財包蔵地の可能性がある土地を対象に、その範囲及び深さを明らかにするための調査において、重機及び人力によりトレンチ掘削作業、又は甲を補助して調査の適切な進行の支援を行う。
- 2 甲は、乙に対し、当日の掘削業務内容を、その掘削業務が始まる前に説明する。
- 3 乙は、1日の作業終了後、甲に対し、作業日報（任意様式）を2部提出する。甲は当該作業日報を確認する。作業日報は1部を甲が、1部を乙が保有する。

（指揮命令）

- 第3条 甲と乙の間に指揮命令関係があるが、甲と乙が雇用する作業員との間に指揮命令関係はない。
- 2 乙は、1級又は2級の土木施工管理技士の資格を有し、埋蔵文化財発掘調査現場において現場責任者又は同等の業務に通算1年以上携わった経験を有し、かつ乙が継続して雇用する職員を、現場責任者として配置する。
- 3 乙は、第2項の現場責任者を決定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。
- 4 甲は、現場責任者について、第2条第1項の業務の履行状況が不十分であると判断した場合は、乙に対し、現場責任者の交代を申し入れることができる。乙は、申し入れに対し誠実に対応しなければならない。

（発注）

- 第4条 掘削業務の発注は、甲からの電話又はファックス等により発注があった場合に有効なものとする。

（掘削業務日）

- 第5条 掘削業務は、月曜日から金曜日までの間に行うものとする。ただし、下記の日は掘削業務を行わない。

- （1）国民の祝日に関する法律に規定する休日
- （2）雨天等により、甲が掘削業務をできないと判断した日
- （3）その他甲が指定した日

(安全確保)

第6条 乙は、労働安全衛生法及び労働者派遣法等の関連法規を遵守し、安全確保に努めるものとする。

2 乙は、掘削業務及び重機等の移動中における事故に関し、甲に重大な瑕疵や過失がない限り、安全管理上の責任を負い、事故が生じた場合の諸費用を負担するものとする。

(整備点検)

第7条 乙は、作業開始前に整備点検を実施し、甲の承認を得なければならない。また、定期的な整備点検を実施するものとする。

(契約単価)

第8条 帰還困難区域外における契約単価については次のとおりとし、契約単価には諸経費を含み、消費税及び地方消費税は含まれないものとする。

掘削業務の種類	単価 (円)	予定数量	単位	備考
現場責任者		40	人日	仕様書の資格要件に合致する者
調査補助員		15	人日	仕様書の資格要件に合致する者
作業員 (6時間/日)		155	人日	
バックホウ (0.25m ³ 級)		25	台日	オペレーター人工代込
バックホウ (0.25m ³ 級) 搬送		11	回	重機搬入・搬出・場内搬送 重機アタッチメント草刈機の搬送代含
バックホウ (0.1m ³ 級)		15	台日	オペレーター人工代込
バックホウ (0.1m ³ 級) 搬送		6	回	重機搬入・搬出・場内搬送
キャリアダンプ (1.0t級)		10	台日	人工代含む 不整地運搬
キャリアダンプ (1.0t級) 搬送		2	回	重機搬入・搬出・場内搬送
物置 (一坪・シャッタータイプ)		1	台	下加倉C遺跡発掘調査期間中に継続して使用(2～3週間程度)
物置搬送		2	回	設置・固定
アルミ足場板(3m)		10	枚	下加倉C遺跡発掘調査期間中に継続して使用(2～3週間程度)
アルミ足場板搬送		2	回	
刈払機・チェーンソー		5	台日	人工代込
重機アタッチメント草刈機		2	台日	重機代、オペレーター人工代込。搬送経費除く
トイレ (移動式(車載))		4	台月	搬送代、汲取代込
発電機		4	台月	100V/15A
水中ポンプ		4	台月	2インチ
敷鉄板		6	組日	2枚1組で使用 (1.5×3m)
敷鉄板運搬		4	回	

2 帰還困難区域外における1日の掘削業務時間が、6時間に満たない場合は、作業員について以下のとおり処理する。ただし、掘削業務時間について、1時間に満たない場合は切り捨てる

ものとする。

作業員 掘削業務時間 1 時間につき●, ●●●円とする。

- 3 第 1 項の重機等の使用にあたっては、重機等の運転にかかる諸経費、オペレーターの人件費相当額及び燃料費等一切の費用を含むものとする。

(請求・支払)

第 9 条 乙は、当月分の委託料を毎月末で締め切り、翌月速やかに、前条に記載された単価に数量を乗じた金額に、法定の消費税及び地方消費税を加算して、甲に請求書を提出する。

- 2 甲は、乙から提出された適法な請求書を受領してから 30 日以内に委託料を支払う。

(支払遅延利息)

第 10 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、委託料を支払約定期間内に支払わない場合は、甲に対して支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ支払遅延金額に対し政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を支払遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により支払の時期までに支払をしない場合は、当該理由の継続期間は支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しない。

- 2 前項の規定により計算した額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しない。また、その額に 100 円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てる。

(予定数量)

第 11 条 当該契約の予定数量を超えて委託する場合、又は予定数量に満たない場合であっても当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(保管責任等)

第 12 条 委託期間内の重機等の保管責任は乙にあり、滅失・毀損を生じた場合は乙の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、明らかに甲の責任が認められる場合はこの限りでない。

(権利義務譲渡の禁止)

第 13 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(履行期間)

第 14 条 履行期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日までとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が破産の申立をしたとき。
- (3) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- (6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公正取引委員会が、乙の違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合であっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記(その1)個人情報取扱特記事項を守らねばならない。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項及び契約の各条項又は仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による疑義が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を所管する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16
氏 名 福島県
福島県教育委員会
教育長 鈴木 竜次

印

乙 住 所
氏 名

印

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければ

ばならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。